

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 3 年 2 月 18 日

丹波市長 林 時彦



実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名	作成年月日	直近の更新年月日
丹波市	市島町寺内	平成 29 年 12 月	令和 3 年 2 月

1. 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	26.8 ha
②アンケート調査に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	- ha
③地区内における 75 歳以上の農業者の耕作面積の合計	- ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	- ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	- ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	- ha
(備考) 農地中間管理機構を通じ集落内農地の活用は既に行なっており、今後も農会等と協調しながら進めていく	基準日（令和元年9月末） 実質化済のため不要

2. 対象地区の課題

山際で鳥獣害の激しい場所が多く、農地管理に大きな支障をきたしている 大雨による災害で休耕田に石が流れ込み、困っている

3. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

大規模農家、農業法人、退職された農業者等が存在し、農業経営環境の良い地域である 担い手に農地を集積・集約していく

注：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標となる所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	中心経営体	8 経営体
----	-------	-------

4. 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

担い手、集落内農業者、新規参入者が話し合い、農地を維持活用する
